

令和6年第2回隠岐の島町議会定例会会議録

開 会（開議） 令和6年7月1日（月）9時30分 宣告

1. 出席議員

1番	岡田 智子	7番	村上 謙武	12番	前田 芳樹
2番	牧野 牧子	8番	菊地 政文	13番	石田 茂春
3番	藤野 定幸	9番	西尾 幸太郎	14番	高宮 陽一
4番	齋藤 則子	10番	池田 賢治	15番	米澤 壽重
6番	大江 寿	11番	安部 大助	16番	池田 信博

1. 欠席議員 5番 田中 一隆

1. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町 長	池田 高世偉	地域振興課長	橋本 博志
副町長	大庭 孝久	上下水道課長	村上 和久
教育長	野津 浩一	建設課長	田中文男
代表監査委員	嶽野 正弘	施設管理課長	岸本 則和
総務課長	宇野 慎一	危機管理室長	柳原 潔
会計管理者	齋藤 和幸	水産振興室長	曾我部 一彦
財政課長	長田 寿幸	都市計画課長	石田 傑
税務課長	池本 繁樹	総務学校教育課長	金井 和昭
町民課長	和田 美由貴	社会教育課長	中村 恒一
保健福祉課長	野津 千秋	布施支所長	坂本 忠
住民福祉担当課長	広江 和彦	五箇支所長	村上 克樹
環境課長	原 秀人	都万支所長	近藤 勝志
エネルギー対策室長	野津 寿天	中出張所長	茶山 宏
商工観光課長	藤野 一	中央公民館長	木瀬 高宏
農林水産課長	増本 直行		

1. 職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長 田中 挙 事務局長補佐 齋賀 千春

1. 議員提出議案の題目

- 発 委 第 1 号 隠岐の島町議会の議員の定数条例の一部を改正する条例
- 発 委 第 2 号 訪問介護事業の基本報酬引き下げを撤回し、国庫負担割合の引き上げによる介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書
- 発 委 第 3 号 地方財政の充実・強化に関する意見書
- 発 議 第 2 号 隠岐の島町議会議員の請負の状況の公表に関する条例
- 発 議 第 3 号 七類港駐車場駐車車両対策に関する要望書

議事の経過

○議長（池田信博）

ただ今から本日の会議を開きます。

（開議宣告 9時30分）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

（本会議休憩宣告 9時30分）

（全員協議会開会宣告 9時30分）

○議長（池田信博）

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

（全員協議会閉会宣告 10時50分）

（本会議再開宣告 10時50分）

日 程 第 1. 委 員 長 報 告

「委員長報告」を行います。

各常任委員会の審査に付託した、町長提出議案の議第69号から議第80号までの条例関係及び工事請負・物品購入契約関係12件と、請願2件、並びに継続審査となっている委員会の調査事項を一括して議題とします。

ただ今、議題となりました件に関して、所管の委員会における審査の経過及び結果等について、委員長の報告を求めます。

はじめに、総務教育民生常任委員長 1 番：岡田 智子 議員

○1番（岡田智子）

それでは、総務教育民生常任委員会の委員長報告を行います。

委員会の開催日ですが、議会閉会中の4月23日、5月23日、定例会開催前の6月17日・18日、会期中の6月27日・28日の計6日間開催いたしました。

付託案件に関しましては、別紙のとおりでございます。

審査の結果について、ご報告いたします。条例の一部改正、工事請負契約、物品購入契約、令和6年度隠岐の島町一般会計及び特別会計補正予算につきましては、全て全会一致で「可決すべし」といたしました。

そして、議会初日に付託されました、請願第1号及び請願第2号につきましては、全会一致で「採択すべし」といたしました。

次に、「審査の経過及び主な意見・指摘事項」につきまして申し上げます。

まず、議第74号の「西郷南中学校大規模改修工事請負契約の締結、8,976万円」についてでございます。

今回の1期工事は、老朽化した校舎全体の改修を実施することとしております。

委員からは、「生徒たちの安全対策はどうなっているのか」「安全対策をしっかりと事故のないようにするべきだ」等の意見がありました。委員会としては、生徒たちの安全管理には、十分に配慮するべきとの指摘をいたしました。

続きまして、議第77号「令和6年度隠岐の島町一般会計補正予算（第1号）」につきまして、ご報告をいたします。

障がい者福祉総務事業地域おこし協力隊活動費、476万4,000円 について、ご報告いたします。

障がいのある方の雇用を促進することを目的に、管内事業者の理解促進及び新たな就業先事業所の開拓などを推し進めるため、地域おこし協力隊1名を障がい者就業・生活支援センターである「社会福祉法人 わかば」に配置の上、本事業を実施するものであります。

委員からは「本町で就労支援を必要としている対象者は、どのくらいおられるのか」「今回配置をする支援員は、障がい者福祉業務に携わった経験のある方か」「地域おこし協力隊の雇用契約は3年間か」「処遇が悪くて、こま切れ雇用をしている状況はどうか」などの意見がありました。

執行部からは「本町で、就労支援を必要としている対象者は100名程度であり、精神障がい・発達障がいのある方の登録が増えたことと比例して、相談・支援件数も増加していることから、町としても、支援する人員を配置して対応を強化したいと考えている。処遇や任期は、地域おこし協力隊の制度要件の中で決まっており、隊員としての期間は3年間が上限となって

いる。また、隊員は、他県の「障がい者就業・生活支援センター」において、就労支援の業務に携わってきたという経験を有している」との説明でありました。

委員会としては、本町での、障がい者の就労にかかる支援を実施しているのは、このたびの「社会福祉法人 わかば」への委託事業のみであるので、障がいのある方々が働きながら、いきいきと地域で暮らせるためのサポート体制の更なる充実を図るよう指摘をいたしました。

続きまして、「所管の調査事項」について、ご報告いたします。

まず、はじめに「隠岐の島町税条例の一部を改正する条例」について申し上げます。

個人住民税の「特別税額控除（定額減税）」を実施することについて、委員から「通知はきているが、どのように減税されているのか分からない」との意見がありました。

執行部からは「国からの通達に従い対応しているが、個人ごとに差がでてくるので、不明な点は電話や窓口で丁寧に説明をさせていただいている」との返答でありました。

委員会としては、問い合わせに対し、引き続き、親切で丁寧な行政サービスを実施するよう指摘をいたしました。

次に、「隠岐の島町立小中学校のあり方に関する検討委員会の設置」について申し上げます。

隠岐の島町立小中学校の適正な規模及び配置について、調査・検討し、児童・生徒にとって望ましい学校教育環境の方針を作成するために「隠岐の島町立小中学校のあり方に関する検討委員会」を設置したことについての説明がありました。

委員からは「地域住民代表者3名は公募によるものだが、他に応募はいなかったのか」「現行の設置要綱に定めている、資格要件に合致した委員構成になっているのか」「いつ頃の答申を目指すのか」などの意見がありました。

執行部からは「これまでは、小中学校規模適正化検討委員会で実施していたが、委員の数や名称等を改め、このたび改めて定めたものである。地域住民代表者は、8地区に対して公募を行ったが、3地区しか応募がなかった。そこで、今度、地域をまわり、地区から上がってきた声をまとめ、調査検討していただくことを考えている。また、現在の計画は、令和8年3月末までとなっているので、切れ目のない計画策定を目指し、まずは令和7年3月末までには、まとめていただきたい」との返答でありました。

委員会としては、子どもを取り巻く環境が大きく変化する中、本町の将来を担う子どもたちの豊かな学びを支える、学校教育環境の充実を最優先課題として、主人公である児童・生徒、保護者や地域住民に、広く意見を聞きながら取り組むよう指摘をしました。

続きまして、請願第1号、島根県自治体労働組合総連合執行委員長 塩冶 隆彦 氏、しまね

介護福祉ユニオンBONDS執行委員長 石田 忍 氏からの「訪問介護の基本報酬引き下げの撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書の提出について」の請願でございますが、内容の概要については、今年度を実施された、訪問介護の基本報酬引き下げを撤回し、国庫負担割合の引き上げを財源とした介護報酬引き上げの再改定を、早急に行うことを求める意見書を、国へ提出するよう求める内容でありました。

委員会では、6月27日、代理提出者であります 村上 一 氏に出席を求め、請願の願意について説明を受け、内容や経緯について質疑を行いました。

委員からは「誰でも、いつでも、どこに住んでいても、同等の介護福祉サービスが受けられるようにしてほしい」「国庫負担の割合を引き上げ、介護人材の確保が図れるようになるといい」「中山間地域は、事業を展開するのに、より手間がかかり時間もかかる。今の報酬では、訪問介護はできなくなる」等の意見があり、採決の結果、全会一致で「採択すべし」といたしました。

続きまして、請願第2号 隠岐の島町職員組合執行委員長 西尾 正平 氏からの「地方財政の充実・強化に関する意見書を、政府などに提出することを求める」請願についてでございますが、内容の概要は、2025年度地方財政予算全体の安定確保にむけ、政府に対し、意見書を提出するよう求める内容でありました。

医療・介護など社会保障への対応、子育て支援策の充実、人口減少下における地域活性化対策はもとより、DX化、脱炭素化、物価高騰対策など、あらゆる課題への対応や公的サービスの充実を図るためには、地方財政の安定確立は急務であり、全会一致で「採択すべし」といたしました。

なお、所管の調査事項は閉会中も継続して、調査・研究を行ってまいります。

以上で、総務教育民生常任委員会の報告を終わります。

○議長（池田 信 博）

次に、産業建設常任委員長 8番：菊地 政文 議員

○8番（菊地 政 文）

それでは、産業建設常任委員会の委員長報告を行います。

常任委員会開催日、6月17日、18日、27日、28日の4日間の開催でした。

付託案件は5件です。

審査の結果、付託案件5件は、すべて全会一致で「可決すべし」としました。

審査の経過及び主な意見、指摘事項等。

議第73号「特定空家眺海苑除却工事の請負契約の締結、6,710万円」の報告をいたします。

7月22日に「略式代執行宣言」を行い、7月末頃から解体工事を開始すると説明がありました。委員会では「近くに保育所があることから騒音や安全面に配慮し工事を進めるべき」と指摘しました。

議第77号「一般会計補正予算（第1号）」の報告をいたします。

(1)「(一社) 隠岐ジオパーク推進機構補助金」1,000万円について申し上げます。

企業版ふるさと納税において寄付者から「隠岐世界ジオパークに関連する事業に使って欲しい」との意向で1,000万円の寄付があり、該当団体に対して補助するものであります。

どのような用途かの補足資料が提出され、それに対し委員からは「もっと従来取り組めなようなポジティブな企画に使うべきでは」「町単独で行うべき事業も含まれているのでは」との意見がありました。執行部からは「寄付者の意向を酌んだ活用を心がけるよう該当団体と協議する」との答弁がありました。

委員会では、隠岐の観光振興に寄与する活用を心がけるよう指摘しました。

(2)「隠岐びとチャンネル運営事業、647万8,000円」の報告をいたします。

清水建設(株)との連携協定に関わる事業の一つで、隠岐の島町に関わる人たちがコミュニケーションを取れるアプリを構築し運用するための費用で、システム構築費が468万円、管理運営業務委託費が179万8,000円です。委員からは「普段使いできるようなアプリにしないと利用されないのでは」「町内企業が作成したアプリと競合するのでは」等の意見がありました。執行部からは「現在協議中であり、町民の皆さんが使いやすいアプリになるよう進めていきたい」との答弁がありました。

委員会では、今後どのようなアプリになるのか報告し、また町民に対する周知方法についても検討するよう指摘しました。

調査事項 (1)「隠岐温泉GOKA」について申し上げます。

一般質問で町長から「大規模改修が必要になった場合、現在の施設は閉鎖する。泉源の活用については、今後検討する」との方針が改めて示されました。

委員会では、大規模修繕・小規模改修がどの程度の予算規模で、どのように線引きするのか執行部で示すべきと指摘しました。

(2) 隠岐の島町下水道事業のWater PPPへの取り組みについて申し上げます。

担当課から下水道の官民連携方式 (Water PPP) の調査費用2,000万円が国交省から採択され、今後調査研究を進めるとの報告がありました。

現状、先進事例もなくこの調査事業の採択を受けた自治体も、全国の中で本町を含めて3か所しかいないため、今後の推移について議会にも詳細に報告するよう指摘しました。

以上で、産業建設常任委員会委員長報告を終わります。

所管の調査事項については、議会閉会中も継続して調査、研究いたします。

○議長（池田信博）

次に、議員定数・報酬特別委員長 14番：高宮 陽一 議員

○14番（高宮陽一）

それでは、議員定数・報酬特別委員会の報告を行います。

委員会は、令和5年6月22日に第1回の会議を開催して以降13回開催し、誠心・誠意、慎重に調査・検討いたしました。

はじめに、今日までの経過についてであります。

本町議会では、地域住民の負託に応え、必要とされる議会・信頼される議会・行動する議会を目指して議会の活性化を図るため、議会基本条例を制定いたしましたが、その際、実施した「議会・議員に対する町民アンケート調査」の自由意見では、人口減少を理由とした議員定数の削減と議会活動の充実を求める多くのご意見をいただきました。

しかし、議会では、令和元年に議会改革特別委員会を設置し、「定数は16名」「報酬は引き上げるべき」と、一定の結論を出しているものの、調査検討してから4年が経過をしており、今回のアンケート調査での町民の皆さまのご意見を真摯に受け止め、令和5年3月に「議員定数・報酬特別委員会」を設置し、将来の隠岐の島町議会のあり方を展望しながら委員6名で調査・検討することになりました。

調査・検討にあたっては、先ほども申し上げました町民アンケート調査及び地域懇談会のご意見、経済関係団体等との意見交換、各議員からのご意見、そして、令和元年の議会改革特別委員会報告書、全国町村議会議長会の実態調査結果、主に内容は、人口10,000人～13,000人の町村の実態であります。そして島根県・鳥取県内の町村議会の実態、そして最近の定数・報酬改正の動向を参考にいたしました。

町民アンケート調査では、「議員定数を削減して報酬を増額すれば良いのではないか」とのご意見もありましたが、特別委員会としては、議会の果たすべき役割・議会運営・機能等を重視し、「定数」と「報酬」を区分して調査・検討することといたしました。

まず、議員定数についてであります。本町議会の議員定数は、平成16年の町村合併時が48名、平成17年には地方自治法の規定に準じて上限の22名とし、その後、自治法の規定

が廃止され、平成 21 年から現行の 16 名となっています。

議会は、自治体行政の最高意思決定機関という重責を担い、行政のチェック機能を持ち、町長と議会という二元代表制で成り立っています。

議員も住民代表として多様な民意を的確に反映する責務があり、更には、民意を反映するための様々な集団、階層、職業、性別などから選出される可能性に関わるもので、民主主義の根幹ではありますが、議員数は何人が適正かと言うと「正解はない」と思います。

単に、「人口が減少しているから議員を減らす」と言うのではなく、人口規模や行政規模、財政の状況、類似団体等を参考にして結論を導き出し、住民の皆さんの理解を得ることが重要と考えています。

以上、議員定数の基本的な考えを申し上げましたが、特別委員会としては、次の理由により苦渋の選択をすべきとして、定数を 2 人減すとの結論に達しました。

その根拠とした主な理由についてであります。1 つには、議会・議員に対する町民アンケート調査の自由意見のうち、議員定数削減の声が多数を占めていることは真摯に受け止めるを得ない。2 つ目には、各議員からの意見も削減すべきという意見が過半数を超えている。3 つ目には、全国の類似団体の状況から判断することが適正と考えられる。4 つ目には、議会運営面でも更に工夫を図り、議員として一層の意識改革と議会改革をめざすことは可能であること。

以上のような理由により、次回の隠岐の島町議会議員選挙から議員定数を 2 人削減し、現行の 16 人から 14 人とすることにいたしました。

次に、議員報酬についてであります。

報酬については、町長が隠岐の島町特別職報酬等審議会に諮問を行い、報酬等審議会の答申を受けて決定すべきものと理解しています。

本町議会では、平成 16 年の合併時に旧西郷町議会の報酬を採用し、旧布施村、旧五箇村、旧都万村選出の議員は大幅な増額となりましたが、旧西郷町選出議員は、対象人口の増、活動地域の拡大等が考慮されないまま、本年まで一度の改正もなく 20 年間据え置かれ現在に至っているのが現状であります。

隠岐の島町特別職報酬等審議会は、平成 25 年度までは、町長が必要に応じて諮問してきましたが、その後 10 年間も開催されてなく、令和元年の議会改革特別委員会報告でも「増額すべし」と報告しておりましたが、町長はこの議会決定を無視し、報酬等審議会に諮問すらしてなかったことは議会軽視も甚だしいと言わざるをえません。

最近では、令和4年6月29日に隠岐の島町特別職報酬等審議会に、町長等の特別職の報酬及び期末手当等について諮問していますが、報酬等審議会は、わずか3回の会議で町長等の報酬については、「町村合併時の額を基本とすることが妥当である」また、付帯意見として、「町の重要な施策を担うべき町長等の特別職の報酬等は、改定の必要性に関係なく、定期的に審議会に諮問を行い審議すべきである」「議会議員は、今後、人口減少が進んでいく中で、議員活動に専念できるよう配慮し、幅広い人材を確保していくために、報酬と議員定数とを併せて審議すべきではないか」と答申をしております。審議は概ね2回、あとの1回は、会議録を拝見する限り、答申書の内容確認であったように感じております。

町執行部においては、特別職報酬等審議会については早急に委員を選任して特別職等の報酬等について諮問すべきであることを要望しておきたいと思います。

議員報酬については、従来、首長の何パーセントと言うような方法で決定されていた経過もありますが、全国町村議会議長会の委託研究事業でも紹介されている報酬の算出方法としては、比較方式(類似団体比較)、収益方式(成果重視)、原価方式(勤務する時間・日数)などの方法もあるとの記述もございますが、いずれの方法も課題が多く根拠とするには問題も多くあり、定数と同じく正解はないと考えます。

最終的には、それぞれ自治体の状況に応じて、報酬等審議会でも議論していただき、町民の理解を得ることしかないと考え、次のような理由により、議員報酬は最低でも20%程度引き上げることが必要であると考えています。

根拠とした主な理由について申し上げます。

1. 平成16年の町村合併以降20年間据え置かれ、この間、議員年金制度は廃止され、最近では、各業種での賃金の引上げ、諸物価の高騰など社会経済情勢が変化し、実質議員報酬等は減少しており、令和元年の議会改革特別委員会報告で「増額すべし」としているが、改善されてないこと。

2. 地方分権の進展や少子高齢化に伴う人口の減少、住民ニーズの多様化・複雑化に伴う行政需要の拡大など、町長・議会議員の果たす役割と責任は益々重要となっていること。また、議員報酬を大幅に引き上げることにより、様々な立場から議員になりたい、議会で活躍してみたいという環境を整え「議員のなり手不足」への対策も必要であること。

3. 議員報酬については、人口規模や行政規模、財政の状況、類似団体等を参考にしながら、最近の賃金引き上げ傾向や、諸物価の高騰、近隣自治体の動向等も考慮して、20年ぶりの思い切った報酬引き上げ、最低でも20%程度が必要であると思います。

特に、この類似町村の比較については、離島と本土の町村では、近隣都市のサービスが利用可能という違いを明確にすることが必要であると感じております。

4. 政務活動費についても議論いたしました。領収書の添付、活動費の公開、手続き等について課題も多く見送ることとし、基本的に、報酬引き上げで対応すべきといたしました。

最後に、付帯意見についてであります。

今後の議員定数・報酬のあり方については、隠岐の島町特別職報酬等審議会において、今回の議員定数・報酬特別委員会報告の内容が反映される審議のあり方を強く要望するものであります。

これまで、議員定数については議会自らが決定し、報酬等については特別職報酬等審議会の答申を経て決定されてきた経過はありますが、依然として議員のお手盛りではないかとの批判も一部の町民の方からも聞くことがございます。

令和4年の隠岐の島町特別職報酬等審議会答申(令和4年9月8日)では、「議会議員は、今後、人口減少が進んでいく中で、議員活動に専念できるよう配慮し、幅広い人材を確保していくために、報酬と議員定数とを併せて審議すべきではないか」との付帯意見もございました。

今後の隠岐の島町議会の議員定数・報酬については、多様な立場の町民が議員に立候補し、議会活動に参加したいと思えるような態勢を再検討すべきと思います。

そのためには、第三者や専門家を交えた検討委員会設置の検討や、隠岐の島町特別職報酬等審議会の定期的開催と体制の充実・強化が必要と考えます。

なお、特別委員会の開催状況、参考とした資料等については、「議員定数・報酬等の調査研究報告書」及び、議会タブレット、議会事務局に保管してありますので、必要に応じてご覧いただきたいと思います。

以上、議員定数・報酬特別委員会の最終報告といたします。

なお、議員各位、また執行部におかれましては、それぞれ議論、考え方もあろうかと思いますが、昨今の情勢等を是非ともご理解をいただき、隠岐の島町の将来と、町議会を展望したご判断をいただきますように、よろしくお願いを申し上げます。

以上で、終わります。

○議長（池田信博）

以上で、「委員長報告」を終わります。

日 程 第 2. 討 論

「討論」を行います。

町長提出議案の承認第1号「隠岐の島町税条例の一部を改正する条例の専決処分について」から、議第80号「工事請負契約の締結について〔令和6年度油井漁港（蔵田地区）防波堤工事〕」までの18件、及び本日の議事日程第1で行いました委員長報告を一括して討論に付します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

ありませんか。

（ 「なし」 の声を確認 ）

「反対討論なし」と認めます。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

ありませんか。

（ 「なし」 の声を確認 ）

「賛成討論なし」と認めます。

ほかに、討論はありませんか。

（ 「なし」 の声を確認 ）

以上で、「討論」を終わります。

日 程 第 3. 採 決

「採決」を行います。

この採決は、起立によって行います。

まず、はじめに承認第1号「隠岐の島町税条例の一部を改正する条例の専決処分について」から承認第6号「令和5年度隠岐の島町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分について」までの6件を、一括して採決します。

本案を原案のとおり承認することに、賛成の方は起立願います。

（ 起 立 全 員 ）

起立「全員」であります。

したがって、承認第1号から承認第6号までの6件は、原案のとおり「承認」されました。

次に、議第69号「隠岐の島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」から議第71号「隠岐の島町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」までの3件を採決します。

本案に対する委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、議第 69 号から議第 71 号までの 3 件は委員長報告のとおり「可決」されました。

次に、議第 72 号「工事請負契約の締結について〔令和 6 年度社交金 町道中町中条線一本橋橋梁更新（2 期）工事〕」から、議第 75 号「物品購入契約の締結について〔29 人乗りスクールバス購入〕」までの 4 件、及び議第 80 号「工事請負契約の締結について〔令和 6 年度油井漁港（蔵田地区）防波堤工事〕」までの計 5 件を一括して採決します。

本案に対する委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、議第 72 号から議第 75 号までの 4 件、及び議第 80 号の計 5 件は委員長報告のとおり「可決」されました。

次に、議第 76 号「指定管理者の指定について〔中村海水浴場管理棟〕」について採決します。

本案に対する委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、議第 76 号は委員長報告のとおり「可決」されました。

次に、議第 77 号「令和 6 年度隠岐の島町一般会計補正予算（第 1 号）」について採決いたします。

本案に対する委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、議第 77 号は委員長報告のとおり「可決」されました。

次に、議第 78 号「令和 6 年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 1 号）」

及び議第 79 号「令和 6 年度隠岐の島町駐車場事業特別会計補正予算（第 1 号）」の 2 件について採決いたします。

本案に対する委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 全 員 ）

起立「全員」であります。

したがって、議第 78 号及び議第 79 号の 2 件は委員長報告のとおり「可決」されました。

次に、請願第 1 号「訪問介護の基本報酬引き下げ撤回等と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書の提出」について採決します。

本案に対する委員長報告は、「採択」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 全 員 ）

起立「全員」であります。

したがって、請願第 1 号は、委員長報告のとおり「採択」することに決定されました。

次に、請願第 2 号「地方財政の充実・強化に関する意見書を政府等に提出することを求める請願」について採決します。

本案に対する委員長報告は、「採択」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 全 員 ）

起立「全員」であります。

したがって、請願第 2 号は委員長報告のとおり「採択」することに決定されました。

以上で「採決」を終わります。

日 程 第 4. 議 員 提 出 議 案 の 上 程 及 び 審 議

本日、お手元に配付いたしましたとおり、5 件の議案が委員会及び議員提案されました。

隠岐の島町議会会議規則第 14 条第 3 項及び第 14 条の規定により、委員会及び議員提案の要件を満たしていますので、直ちに議題といたします。

「提案理由の説明」を行います。

はじめに、発委第 1 号「隠岐の島町議会の議員の定数条例の一部を改正する条例」について、提出者から「提案理由の説明」を求めます。

14 番：高宮 陽一 議員

○14番（ 高 宮 陽 一 ）

それでは、発委第1号「隠岐の島町議会の議員の定数条例の一部を改正する条例」についてご説明いたします。

この案件につきましては、先ほど特別委員長報告でご報告をしたとおりでございます。

なかなか難しい課題ではありますが、思い切った改革はしなくてはならない。という判断のもとに、定数16名から14名に変更するというものでございます。

議員各位の皆さんには、どうかご理解をいただきますように、よろしくお願いを申し上げまして、「提案理由の説明」とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（ 池 田 信 博 ）

以上で、「提案理由の説明」を終わります。

発委第1号の「質疑」を行います。

質疑はありませんか。

（ 「なし」の声を確認 ）

「質疑なし」と認めます。

次に、「討論」を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

1番：岡田 智子 議員

○1番（ 岡 田 智 子 ）

発委第1号「隠岐の島町議会の議員の定数条例の一部を改正する条例」につきまして、反対討論をさせていただきます。

まず、私は、令和5年3月定例会で、「隠岐の島町議員定数・報酬を協議する特別委員会の設置」につきまして、町民の皆さんや有識者の方々を構成員といたしました「第三者機関の設置」を希望し、反対しましたが、今も、その考えに変更はございません。

町民の皆さんが議員の定数・報酬について、否定的な意見が多いことは十分に理解をしています。ですが、やはり、当事者である議員自らが調査研究し、決定するプロセスには、住民の皆さんにも違和感があり、納得できないと思います。

設置された、議員定数・報酬特別委員会で参考にされたのは、令和4年度に議会基本条例策定のために実施した、「議会・議員に対する町民アンケート調査の自由意見」や、地域懇談

会に参加された方だけの少数ご意見、一部団体の方々との意見交換が、調査・検討の根拠となっておりますが、私は、町民の皆さんや地域団体の方々の声が、反映した結果だとは思えません。

議員定数・報酬特別委員会の中で、本当に、住民の皆さんの声を幅広く聞くならば、「定数・報酬についてだけの内容で、住民アンケート」を実施し、あらゆる分野の事業所の方々に、ご意見を拝聴し、判断すべきだと思います。

あわせて、定数・報酬を考えるということは、本町の将来も見据えて、今後、どのような住民自治を創り出していくのか、それに伴い、議会も、どう対応していくのか、町民の皆さんの民意を形成しながら、一緒に考える必要があります。

以前も申し上げましたが、『議会は、私たち議員のものではなく、住民の皆さんのもの』であるからこそ、町民の皆さんの意見を形成しながら、民意が反映された条例改正を希望いたしまして、反対討論とさせていただきます。

○議長（池田信博）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

7番：村上 謙武 議員

○7番（村上謙武）

それでは、発委第1号「隠岐の島町議会の議員の定数条例の一部を改正する条例」あわせて議員定数・報酬特別委員会委員長報告に賛成の立場で討論をいたします。

賛成する主な理由は、本町の人口減少は今なお進行しており、今後も人口減少は続くものと予想いたします。

今回の選挙より、議員定数を2人減ずるとの今回の条例改正内容は、本町の人口減少に対応した極めて妥当な内容であり、かつ、人口規模等が類似する他の自治体の町村の議員定数と比較した場合においても、現行の人数を2人減らし、14人とするのが不可欠な状況にあると考えます。

一方、議員報酬の引き上げに関しては、他県の町村議会議員の平均値より本町議員の報酬は低く、また、諸物価の高騰や若年議員のなり手不足等の課題への適切な対応として、報酬の引き上げは必要であると考えます。

加えて、本町においては、平成16年の町村合併時から20年間、議員報酬が据え置かれたままとなっており、かつ、政務活動費の支給もない状況にあるなどを鑑み、議員報酬の大幅な引き上げが必要であるとの特別委員会委員長の報告内容は、適当なものであると考え、議

員報酬の引き上げ内容に関しても賛成するところであります。

他の議員の皆様にも、ご賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

以上で、賛成討論を終わります。

○議長（池田信博）

次に、原案に反対者の発言を許します。

12 番：前田 芳樹 議員

○12 番（前田 芳 樹）

それでは、発委第 1 号「隠岐の島町議会の議員の定数条例の一部を改正する条例」に対して反対討論を行います。

私は、今回の議員定数削減のみの条例改正案について反対をします。

以下に、問題点の一部を述べ反対理由といたします。

1 点目ですが、議員定数の削減は、議会力の低下と住民意思を行政に反映させる機会の減少によって住民自治の衰退に繋がるので、慎重の上にも慎重を期さなければなりません。

地域住民の手足である議員の定数を減らすとなれば、総体的に住民全員の意思の確認をして過半数以上と想定される住民から定数削減をするべきではとの声が届くとか、全議員での審議が尽されまして大多数の議員の合意が形成されていなければならないのですが、現段階ではそこまでには至っておりません。合意形成もできておらず、半数近くの議員の意見が無視される状況下で、「多数決原理」をもって採決をすれば可決できるからと考えているのなら間違っていると私は思います。

住民の大多数から定数削減の声が沸きあがった訳でも無く、議会が議会自らの弱体化を招く議決をするべきではありません。現段階では、住民の手足を奪うことになる議員定数削減の必要性の根拠が住民の総意の集計とはなっておらず、今回の発委は拙速すぎます。

2 点目、議会運営が条例にもとづく 2 つの委員会中心主義で為されている現段階では、住民自治の砦で根幹を成す町村議会の議員定数はこれ以上の削減を今するべきではありません。全国町村議会議長会の調査結果によりますと、常任委員会の委員数は、正副委員長 2 名と委員 6 名の構成で 8 名は必要であり適性であると報告されています。年間 200 億円もの一般会計予算の執行をし、16 課・3 支所・1 出張所・4 公民館・12 の特別会計・教育委員会・隠岐広域連合行政事業・多数の指定管理施設事業・増え続ける事務事業を司る本町の行政規模からは二つの常任委員会が必須であり、現状の 16 人が最低限必要な議員数であります。ここを削減するようなことをすれば民意が行政に届きづらくなり、住民の手足を奪ってしまうこと

になります。いま暫くは定数 16 人は維持されるべきです。

地方行政コストの削減を目的にした、平成 16 年 10 月の政府主導の町村合併では 48 人いた島後 4 か町村の議会議員数は一気に 22 人に減らされました。その後も減らされ、現在では 3 分の 1 の 16 人にまで減じられています。議員定数削減が行政コスト削減の最大のターゲットにされてきたのが実態であろうかと感じます。一方、国から地方への権限移譲で地方自治体の業務量は増加の一途であり、一時減少していた本町の正規職員数は従前に戻って横ばい、会計年度任用職員を増加させて業務量をこなし、総体的には職員数は増やしているのではないだろうかと思います。地方行政コストの削減を目的にした町村合併は、全国の地方議会の議員数を 3 分の 1 にまで減らしてコスト削減効果を実現したに過ぎず、同時に町村議会の縮小弱体化を招いたものと映ります。何も議会だけが行政コスト削減の対象にされるべきではありません。他の自治体に横並びで議員定数削減一辺倒になる必要もありません。

住民の多様性を反映した合議体であることが議会の存在意義であり、定数を減らす程に多様性は失われて行きます。本町の住民自治を衰退させないためには、定数削減のみをいま暫くはするべきではありません。

3 点目、平成 30 年に議員定数と報酬を審議する目的の議会改革特別委員会が設置されまして、令和元年 12 月に報告が承認議決されています。全国的な類似自治体は勿論で、多数の資料などの調査を踏まえまして「定数は 16 人のまま、報酬は引き上げるべき」という報告決議でありました。

その後、急激な人口減少が発生した訳でも無く、4 年間で 1,000 人余の減少に留まり令和 6 年 6 月 1 日現在でも人口 13,196 人を維持しています。今後、人口減少がどのように推移して行くのか、まだ先行き不透明な段階であるにも拘らず議員定数削減のみをするべきではありません。

この時の決議を実践しないままに無視をして定数削減のみを急ぐ必要は無いのです。急激で大きな人口減少の結果が出てもない段階では議員定数削減が必要な根拠は判然とはしていません。

4 点目、令和 6 年 6 月 1 日現在の人口 13,196 人の内の有権者数 11,362 人の過半数以上の定数削減要求の声を聞いた訳ではありません。少なくとも全体の有権者の意識調査をして、その結果次第にするべきことであります。

令和 6 年 6 月 1 日現在の隠岐 4 か町村の選挙人名簿登録者数と議員定数の状況を見ますと、隠岐の島町は人口 13,196 人の有権者数 11,362 人で議員定数 16 人の議員 1 人当り有権者数は

710 人、議員 1 人当たり住民数は 824 人となっています。海士町は有権者数 1,852 人の議員定数 10 人で議員 1 人当たり有権者数は 185 人、西ノ島町は有権者数 2,241 人の議員定数 10 人で議員 1 人当たり有権者数は 224 人、知夫村は有権者数 520 人の議員定数 8 人で議員 1 人当たり有権者数は 65 人となっています。

いかに隠岐の島町の議員 1 人当たりの有権者数が多く、そして、議員数の割合が少ないかが分かるのです。ちなみに、本町の議会議員 1 人当たりの住民数は、令和元年 5 月 1 日時点で人口 14,166 人の 882 人、令和 5 年 10 月 1 日時点で人口 13,424 人の 839 人、令和 6 年 6 月 1 日時点で人口 13,196 人の 824 人で依然として 800 人を越えているほどに多く、今すぐに定数削減をしなければならないほどの人口減少には至ってはいません。地域面積も広く、安易なパフォーマンスや受け狙いでこれ以上の定数削減のみを今するべきことではありません。

5 点目、議員の成り手不足対策として議員定数削減と議員報酬の引き上げは表裏一体の関係にあり、この 2 つの課題を一体的に特別委員会で審議することになっておりましたが、審議結果は片手落ちになっています。肝心の安すぎる議員報酬の引き上げを確約できていないのに定数削減のみをしても議員の成り手不足解消への効果は期待できません。まさに意味不明の「発委」としか言いようがありません。

そもそも、本町では町村合併以来 20 年間の議会議員選挙で無投票になったことは一度もありません。私は既に令和 7 年 4 月の選挙に出たいという新人 4 人からの打診も聞いておりまして、本町には埋もれた人材が多くおられます。要は、若い世代が選挙に出やすいようにすることが重要です。議員定数の削減は安すぎる議員報酬の引き上げを確定させてからにすべきことであり、門戸を広く開いておくことが重要であります。議員定数を減らせば若い世代は益々選挙に出にくくなります。

6 点目、令和 6 年 5 月の第 3 回「住民と議員との懇談会のアンケート結果」を見ますと、少数の懇談会出席者が返答した結果は、議員定数を増やす 1 人、議員定数を見直す必要はない 8 人、議員定数を減らす 8 人、議員定数未記入 11 人であったとされています。これらは返答員数が少なすぎて住民の総体的な意志を示すものではありませんが、拡大解釈をすれば、議員定数を減らすことを住民の大多数が望んではおらず、むしろ、議員定数の現状維持を望む者が住民の半数以上いるかもしれないことも示しています。

議員定数削減案のみの「発委」は乱暴すぎることを暗示しています。

議員各位に於かれましては、重要な議員報酬の引き上げの確約が無いままに議員定数のみの削減をして、議会を縮小衰退させることが本当に住民自治のためになるのかどうかを何者

にも囚われること無くそれぞれ独自に深くお考えいただきまして、今回の議員定数削減のみの案には反対されますようお願い申し上げます。

以上といたします。

○議長（池田信博）

ほかに、討論はありませんか。

（「なし」の声を確認）

以上で、「討論」を終わります。

これより「採決」を行います。

採決は、起立によって行います。

発委第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

【賛成者 9人・反対者 5人】

（起立多数）

起立「多数」であります。

したがって、発委第1号は原案のとおり「可決」されました。

次に、発委第2号「訪問介護事業の基本報酬引き下げを撤回し、国庫負担割合の引き上げによる介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書」について、提出者から「提案理由の説明」を求めます。

1番：岡田 智子 議員

○1番（岡田智子）

発委第2号「訪問介護事業の基本報酬引き下げを撤回し、国庫負担割合の引き上げによる介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書」につきまして、提案理由を行います。

「訪問介護事業所がなくなれば住み慣れた家で暮らしていけない」、「親を介護施設に入れざるを得ない」。3年に1度の介護報酬の改定で、訪問介護の基本報酬が4月から引き下げられたことに、怒りと不安の声が広がると共に、このままでは在宅介護が続けられず「介護崩壊」を招きかねない状況にあります。

厚生労働省は、引き下げの理由として、訪問介護の利益率が他の介護サービスより高いことをあげていますが、実態からかけ離れています。中山間地域においては、サービス対象者が点在していて、移動時間がかかることから利益率は極めて低い、あるいはマイナスとなっているのが実態です。

また、政府は訪問介護の基本報酬を引き下げても、介護職員の処遇改善加算でカバーできるとしていますが、すでに加算を受けている事業所は、基本報酬引き下げで減収となり、その他の加算も算定要件が厳しいものが多く、基本報酬引き下げ分をカバーできない事業所が出ています。

あわせて、訪問介護は特に人手不足が深刻な状況です。訪問介護の基本報酬が引き下げられた結果、ヘルパーの有効求人倍率も、異常な高水準です。今回の介護報酬改定では、介護職員の処遇改善のため、報酬を引き上げるとしていますが、財源の根拠が不明確で、ベースアップが確実に実行される根拠はなく、他産業に比べて極めて低い給与の改善には、ほど遠い水準です。国庫負担割合の引き上げによる財源確保で、介護報酬を引き上げ、介護人材の確保を図るべきです。

以上の理由から、訪問介護事業の基本報酬引き下げを撤回し、国庫負担割合の引き上げで、財源を確保し、介護労働者の大幅な処遇改善ができるよう、介護報酬全体を引上げる再改定を早期に行うよう、強く求めまして、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出いたします。

なお、意見書の提出先は、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣でございます。

皆様、よろしくお願いいたします。

○議長（池田信博）

以上で、「提案理由の説明」を終わります。

発委第2号の「質疑」を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声を確認）

「質疑なし」と認めます。

次に、「討論」を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声を確認）

「討論なし」と認めます。

以上で、「討論」を終わります。

これより「採決」を行います。

採決は、起立によって行います。

発委第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、発委第2号は原案のとおり「可決」されました。

次に、発委第3号「地方財政の充実・強化に関する意見書」について、提出者から「提案理由の説明」を求めます。

1番：岡田 智子 議員

○1番（ 岡 田 智 子 ）

発委第3号「地方財政の充実・強化に関する意見書」につきまして、提案理由を行います。

いま、地方公共団体には、急激な少子・高齢化にともなう社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたり、新たな役割が求められています。

加えて、急激に進められている自治体システムの標準化や多発化する大規模災害への対応も迫られる中、地域公共サービスを担う人員は、圧倒的に不足しており、職場における疲弊感は日々深刻化しています。

政府はこれまで「骨太方針2021」に基づき、2021年度の地方一般財源水準を2024年度まで確保することとしてきましたが、増大する行政需要、また不足する人員体制に鑑みれば、今後はより積極的な財源確保が求められます。

このため、2025年度政府予算、また、地方財政の検討にあたっては、現行の地方一般財源水準の確保から一步踏みだし、日本全体として求められている賃上げ基調に相応する人件費の確保まで含めた、地方財政を実現するよう強く求めるため、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出するものでございます。

なお、意見書の提出先は、衆参議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、デジタル大臣、内閣府特命担当大臣でございます。

皆様、よろしくお願いいたします。

○議長（ 池 田 信 博 ）

以上で、「提案理由の説明」を終わります。

発委第3号の「質疑」を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声を確認)

「質疑なし」と認めます。

次に、「討論」を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声を確認)

「討論なし」と認めます。

以上で、「討論」を終わります。

これより「採決」を行います。

採決は、起立によって行います。

発委第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、発委第3号は原案のとおり「可決」されました。

次に、発議第2号「隠岐の島町議会議員の請負の状況の公表に関する条例」について、提出者から「提案理由の説明」を求めます。

6番：大江 寿 議員

○6番（ 大 江 寿 ）

ただいま議題となりました発議第2号につきまして、内容の説明を申し上げます。

お手元の資料をご覧ください。

最初に、条例制定の背景を説明させていただきます。

地方自治法により規定されていた議員個人と当該市町村との請負が、地方議会議員の成り手不足への対応のため地方自治法が一部改正されたことにより、その額が年間300万円まで除外されることとなりました。

この法改正に伴い、総務大臣通知により透明性の確保のため、条例等を制定することが望ましいとの助言があり、^{こん}今定例会で条例を制定するものです。

それでは、内容について説明をいたします。

第1条では、条例の目的として、議員が隠岐の島町との請負の内容を公表することにより、透明性を確保し、議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを定めております。

第2条では、議長に対して議員が行う報告事項及び訂正を、

第3条では、議長が行う内容一覧作成及び公表を、

第4条では、議員が行った報告事項及び訂正の保存期間と閲覧を、

第5条では、委任について定めております。

なお条例の施行についての必要な事項につきましては、別途施行規程をご確認ください。

以上で、内容の説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（池田信博）

以上で、「提案理由の説明」を終わります。

発議第2号の「質疑」を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声を確認）

「質疑なし」と認めます。

次に、「討論」を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声を確認）

「討論なし」と認めます。

以上で、「討論」を終わります。

これより「採決」を行います。

採決は、起立によって行います。

発議第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

起立「全員」であります。

したがって、発議第2号は原案のとおり「可決」されました。

次に、発議第3号「七類港駐車場駐車車両対策に関する要望書」について、提出者から「提案理由の説明」を求めます。

6番：大江 寿 議員

○6番（大江 寿）

発議第3号につきまして、要望内容を申し上げます。

出雲空港の駐車場で慢性的な満車が続くことから、島根県は無許可の長期間駐車 of 撤去や処分などの規程を新たに制定いたしました。

本土と隠岐を結ぶ隠岐汽船七類港駐車場も慢性的な長期駐車が続いていることから、島根県に対し、七類港駐車場も長期駐車を防ぐための規程を制定することを要望いたします。

以前からこの問題に対する隠岐汽船と関係団体との会議は行われていたようですが、関係

部局からは単年度の対策ばかりで抜本的な解決になっておらず、状況は悪くなる一方であります。年々長期駐車台数が増え帰省客の中でも松江駅周辺に駐車しバスでの移動を余儀なくされたり、交流人口の拡大を推進するなかで、七類港駐車場が満車のため隠岐への来島をあきらめたりする人や、駐車場への車両・ごみなどの不法投棄などのケースがあります。

単年度の対策としてではなく、七類港駐車場の利用実態を今一度調査し、利用期間などルール化した七類港駐車場規程を新たに制定していただくよう要望します。

なお、提出先は、島根県知事、隠岐支庁県土整備局長、島根県土木部長、松江県土整備事務所長あてといたします。

皆様、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（池田信博）

以上で、「提案理由の説明」を終わります。

発議第3号の「質疑」を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声を確認）

「質疑なし」と認めます。

次に、「討論」を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声を確認）

「討論なし」と認めます。

以上で、「討論」を終わります。

これより「採決」を行います。

採決は、起立によって行います。

発議第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

起立「全員」であります。

したがって、発議第3号は原案のとおり「可決」されました。

日 程 第 5. 委員会の閉会中の継続審査・調査付託の件

「委員会の閉会中の継続審査・調査付託の件」を議題とします。

お手元に配付いたしましたとおり、各常任委員長及び特別委員長から、隠岐の島町議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査及び調査を行いたいとの申し出がありました。

た。

お諮りします。

これを、閉会中の継続審査及び調査とすることに、ご異議ありませんか。

（ 「異議なし」 の声を確認 ）

「異議なし」と認めます。

したがって、各常任委員長及び特別委員長からの申し出のとおり、議会閉会中も継続審査及び調査に付することに決定いたしました。

以上で、「委員会の閉会中の継続審査・調査付託の件」を終わります。

以上をもって、本定例会に提出された議案は継続審査・調査となった案件を除き、全て議了いたしました。

会議を閉じます

これをもって、令和6年第2回隠岐の島町議会定例会を閉会します。

（ 閉 会 宣 告 12時09分 ）

以 下 余 白